

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成30年4月17日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

横浜南住まいセンター センター長 佐伯 幸彦

1 調達内容

- (1) 調達件名 緑のカーテン栽培キット等の購入（横浜南住まいセンター）
- (2) 調達品等の特質・数量等 （別紙1）仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年6月30日まで
- (4) 納入場所 （別紙3）納品団地一覧表による。
- (5) 見積方法

契約の相手方の決定に当たっては、品目の単価に予定数量を乗じた金額の合計で行うものとし、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。見積金額は配送料込みとし、総価を記載すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人都市再生機構東日本地区において、平成29・30年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「物品販売」の認定を受けていること。
※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、独立行政法人都市再生機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター お客様相談課
電話：045-835-0061 FAX：045-835-0031

(2) 見積書等の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 平成30年4月26日（木）15時00分
- ② 提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と朱書きしたうえで、同日同時刻必着とし、郵送した旨を電話で連絡すること。提出場所は上記（1）と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。なお見積書の単価を契約単価とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3（2）により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出時まで当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒234-0054 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター お客様相談課
電話：045-835-0061 FAX：045-835-0031

以 上

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名) 緑のカーテン栽培キット等の購入 (横浜南住まいセンター)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

(内 訳)		(税抜)	
名称	予定数量 (A)	単価 (B) (円)	合計金額 (円) (A) × (B)
緑のカーテン栽培キット	100		
苗セット	80		
合 計	—	—	

※なお、予定数量は発注者の過去の購入実績を基に算出した数量であり、発注を確約した数量ではない。

※配送・梱包費等一式は各単価に含む。

平成30年 月 日

会社住所

会社名

代表者氏名

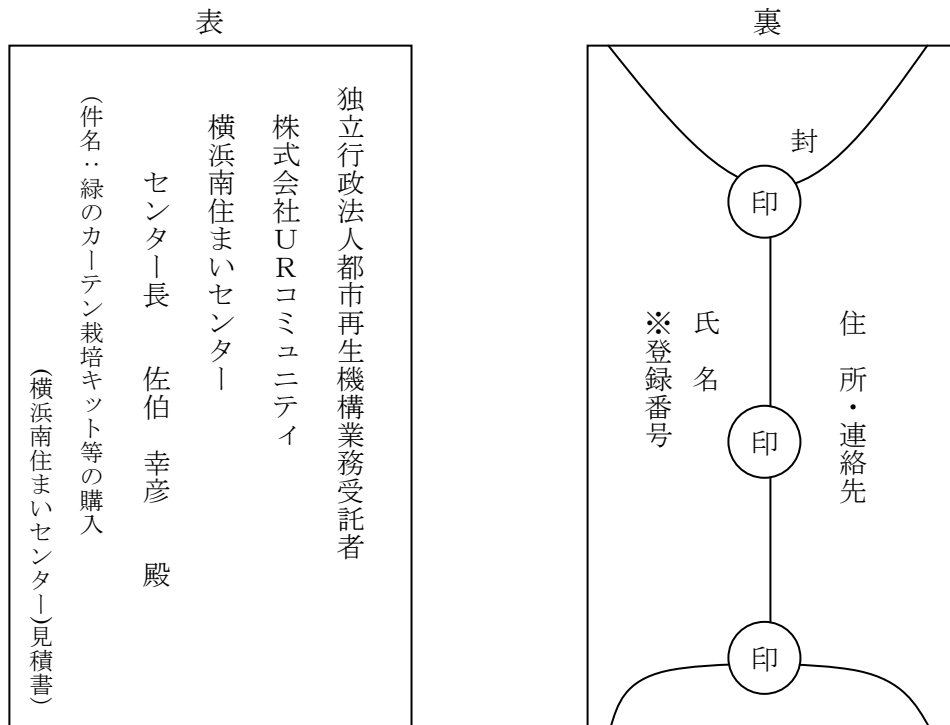
印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター

センター長 佐伯 幸彦 殿

(封筒見本)



※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができない。登録番号の記載漏れ、間違い等があった場合は無効となるので注意すること。

単 価 契 約 書 (案)

1 物品の名称 緑のカーテン栽培キット等の購入 (横浜南住まいセンター)

2 契 約 期 間 年 月 日から年 月 日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ横浜南住まいセンターと受注者 は頭書の物品 (以下「物品」という。) の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市港南区港南台3-3-1 港南台214ビル3階
氏 名 独立行政法人都市再生機構 業務受託者
株式会社URコミュニティ 横浜南住まいセンター
センター長 佐伯 幸彦 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書 (以下「注文書」という。) を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限 (以下「納期」

という。)内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡し完了したときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して、当該納期を延長することができる。

2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年(365日

当たり) 5 パーセントの割合で計算した金額とする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じた額(この契約締結後、契約単価又は予定数量の変更があった場合には、変更日以後の期間については変更後の契約単価又は予定数量。第13条の2において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に対し、年(365日当たり)2.7パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、

この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。
- 二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。
- 三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(発注者の都合による解除)

第14条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

(相殺)

第15条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第16条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

別紙1 (仕様書) ※公示文別添「仕様書」と同じ。

別紙2 (単価表)

別紙3 (納品団地一覧表)

別紙4 (注文書)

(以下余白)

別紙 1

仕 様 書

件名：緑のカーテン栽培キット等の購入（横浜南住まいセンター）

1 履行期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 6 月 30 日まで

2 納品場所

横浜市内のUR賃貸住宅地内に納品すること。

具体的な場所及び個数は納品団地一覧表による。

3 予定数量

① 緑のカーテン栽培キット 100セット

② 苗セット 75セット

※なお、予定数量は1に示す期間における想定数量であり、購入を確約した数量ではない。

4 仕 様

品目：

① 緑のカーテン栽培キット一式（以下内訳をもって1セットとする。）

品名	数量	単位	仕様
プランター	1	個	W65cm程度×H17cm程度×D23cm以内 (容量は10L～12L以上とする。) ポリプロピレン製（帯電防止処理とする）。色は白。 鉢底ネット付き（または同様の機能有）、受け皿付
ネット	1	枚	W80cm程度×H270～300cm程度 10cm角目
ネット固定用パイプ	2	本	ネットの上下に取り付けるもの φ2cm程度×L90cm程度（繋ぎ合せ式も可） スチール製（樹脂コーティング）
フック	2	個	壁面へのネット取り付け用
接着剤	1	個	シリコン系、フック接着に必要量
肥料	1	袋	ゴーヤの生育期間に肥料切れを起こさない必要量とし基本緩効性のものとする。(肥料のやり方についての説明書を添付)
土	1	袋	ゴーヤ栽培に適したものとする 容量10L～12L（プランターサイズによる） 元肥入りの場合は、肥料を別途添付しなくても良い（生育期間中肥料切れを起こさない条件）
ゴーヤ	2	VP	9cmポット苗。「中長」又は「あばし」等の一般的な品種を標準とする。

② 苗セット（以下内訳をもって1セットとする。）

品名	数量	単位	仕様
肥料	1	袋	ゴーヤの生育期間に肥料切れを起こさない必要量とし基本緩効性のものとする。(肥料のやり方についての説明書を添付)
土	1	袋	ゴーヤ栽培に適したものとする 容量 10 L~12L (プランターサイズによる) 元肥入りの場合は、肥料を別途添付しなくても良い (生育期間中肥料切れを起こさない条件)
ゴーヤ	2	V P	9cm ポット苗。「中長」又は「あばし」等の一般的な品種を標準とする。

※ ゴーヤについては納品後 24 時間程度室内に放置しておいても枯れないような状態で納品すること。

5 包 装

緑のカーテン栽培キット、苗セットは1セット毎に包装すること。可能な限り簡易な包装でよい。

6 発注方法及び納期

- ①発注は横浜南住まいセンターの発注担当者より行う。
- ②発注担当者が指定する注文書にてファックス等により発注する。
- ③納期については、注文書に記載する日時を厳守とする。(納品時間については1時間前後の誤差は認める。不可抗力等で納品時間に間に合わない場合は速やかに発注担当者等に連絡するものとする。また受注者の都合による納品日時の変更は原則認めない。)
- ④同一箇所の納品先でも、複数回の納品となることもあるので留意すること。
- ⑤発注については、一時期に集中することも予測し、発注者が指定した注文内容及び納品日時には対応できる体制をとること。

7 納 品

- ①納品する商品には、発注部署名、商品名、数量を記入した納品書を添付すること。
- ②納品後、商品の不良又は数量の誤りが明らかになった場合は速やかにかつ適切に対応すること。

以 上

別紙2

単 価 表

品目	単位	単価（税抜）	備考
緑のカーテン栽培キット	セット	円	
苗セット	セット	円	

※配送・梱包費等一式は各単価に含む。

納品団地一覧表

横浜南住まいセンター

納品先		予定数量	
住所	団地名	栽培キット	苗セット
〒247-0014 横浜市栄区公田町 740 23号棟西側	公田町団地	18	2
〒244-0842 横浜市栄区飯島町 527 5-7号棟 1階	飯島団地	4	23
〒235-0045 横浜市磯子区洋光台 2-1 1-35号棟 1階	洋光台北団地(1街区分)	4	12
〒235-0045 横浜市磯子区洋光台 2-1 1-35号棟 1階	洋光台北団地(3街区分)	5	35
〒234-0054 横浜市港南区港南台 2-2 2号棟東側	港南台ちどり団地	17	1
〒236-0005 横浜市金沢区並木 1 2-1号棟西側	金沢シーサイトタウン 並木一丁目 第一	20	0
〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷 1-4 1号棟 1階	本郷台駅前	11	3
〒236-0005 横浜市金沢区並木 1-23-5 23-1号棟東側 1階	金沢シーサイトタウン 並木一丁目 第二	7	1

〒244-0815 横浜市戸塚区下倉田町 615-1 5号棟 1階	コンフォール小松ヶ丘団地	13	0
〒234-0054 横浜市港南区港南台 3-3-1 港南台 214ビル 3階	横浜南住まいセンター	1	3
合計		100	80

注 文 書

平成 30 年〇〇月〇〇日

殿

以下の通り注文します。

納品先	住所	電話	納品日時	注文内容		備考
				栽培キット	苗セット	
〇〇〇〇	〇〇〇県〇〇〇市〇 〇〇町〇-〇-〇	〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	

発注者

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
横浜南住まいセンター お客様相談課

担当 〇〇

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇